

長期入院されている患者様へ

長期入院（180 日を超える入院）されている方は入院基本料の 15%が自己負担となる場合があります。

★ 対象となる場合 ★

- ・ 同じ病院で 180 日以上入院している方
- ・ 病院を退院して 3 ヶ月以内に同じ傷病で同じ病院、あるいは別の病院に入院して通算 180 日を超えた場合（この傷病がいったん治った、あるいはほとんど治ってから入院した場合は通算されない）
- ・

90 日 入 院

 → 退院後 3 ヶ月以内 →

入院 90 日

 =

180 日

★ 対象とならない場合 ★

- ・ 違う傷病で入院した方
- ・ 退院してから 3 ヶ月以上（悪性腫瘍又は「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別紙様式 4-4 に掲げる疾病に罹患している患者については 1 ヶ月以上）の間どこの病院にも入院しなかった方
- ・ 難病（一部）の方
- ・ 重度の肢体不自由者（ランク B 以上）、脊髄損傷等の重度障害者、及び重度の意識障害者
- ・ 悪性新生物に対する重篤な副作用のある薬を投与または、放射線治療をしている方
- ・ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している方
- ・ 人工呼吸器を使用している方
- ・ 人工腎臓（ランク B 以上）、持続緩徐式血液濾過を各週 2 日以上実施、血漿交換療法をしている方
- ・ 全身麻酔を必要とする手術を行い、治療している方（30 日以内）
- ・ 末期の悪性新生物に対する治療をしている方
- ・ 呼吸管理を実施している状態の方（気管切開術後、救命のための気管内挿管等）
- ・ 常時頻回の喀痰吸引を実施している方（1 日 8 回以上）
- ・ 肺炎等に対する治療を実施している方
- ・ 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の方
- ・ 15 歳未満の方
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究に係る給付を受けている方
- ・ 児童福祉法第 20 条の育成医療の給付を受けている方

★ 料 金 表 ★（2026 年 4 月 1 日～）

入 院 基 本 料 種 別	料 金（消費税込）／日
地 域 一 般 入 院 料 1	2, 1 3 0 円

ご不明な点、ご質問等がございましたら、医事課までお問い合わせください。